

平成 26 年 7 月 31 日

東京都知事 舛添 要一 殿

公益社団法人日本認知症グループホーム協会

東京都支部 支部長 宮長定男

## 認知症グループホームの充実等に関する要望書

75 歳以上の高齢者が急増する 2025 年に向けて、高齢者が出来る限り住み慣れた地域で暮らし続けるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が喫緊の課題となっております。当協会は、「地域包括ケア推進全国会議」に参加し、全国での推進のために努力を傾注しているところでございます。

また、「認知症になっても本人の意思が尊重され、出来る限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会」の実現を目指すため、「認知症施策推進 5 か年計画(オレンジプラン)」が策定され、当協会もこの計画の推進を掲げ、認知症の方や家族を地域で支える取組み等、自治体や地域の方々と協力し取組みを具体化しているところであります。

東京都における認知症グループホームは、現在約 500 事業所、入居者約 9,000 人に近い高齢者が入居する規模となりました。しかしながら、国の示したオレンジプランでは 2017 年(平成 29 年)には 25 万人の入居者とする計画であり、さらに政府の「改革シナリオ」では、2025 年(平成 37 年)には約 37 万人の対応が想定されています。こうした計画の達成のためには、今後集中して高齢化が指摘されている東京、名古屋、大阪の3大都市圏での大幅な増加が求められております。

この様に、認知症グループホームは、量的にも質的にも地域における認知症ケアを支える大変重要な役割を担うことが期待されています。

日本認知症グループホーム協会東京都支部は、東京における地域包括ケアシステムの構築、また、地域における認知症ケアの推進のため、その役割を着実に推進していく考えであります。

よって、認知症グループホームの一層の充実と安全な生活の確保、認知症になって安心して住み続けられる町づくりのために、以下の事項を要望いたします。

### 1. 「オレンジプラン」に則した都内認知症グループホームの整備目標を具体化し、市区町村の第6期介護保険事業計画に盛り込むよう要請・援助するとともに、都としての財政的援助等を強化されることを要望します。

今後、大幅に増加する事が予想される認知症の方々への対応は喫緊の課題であり、認知症グループホームの一層の整備が求められています。

「認知症施策推進 5 か年計画」(オレンジプラン)では、平成 29 年度までの 5 か年に認知症グルー

プホームの入居者数を 17 万人から 25 万人に 8 万人分増やす計画です。また、政府の「改革シナリオ」では、2025 年(平成 37 年)には約 37 万人の対応が想定されています。この計画を実現させるためには、各自治体の第 6 期介護保険事業計画の目標値を「2025 年を視野に入れた」積極的なものとしなければなりません。

特に、これらの目標を主に担わなければならないのは、今後急速に高齢人口が増加する 3 大都市圏であることは明瞭です。そのためには、認知症グループホームの整備目標を大幅に引き上げ、実現可能な財政等の援助策、また認知症ケアに精通した職員の養成・確保は必須の課題であります。

これらの具体化のためには、東京都から保険者である市区町村の援助のさらなる強化が不可欠であると考えます。

したがって、東京都における認知症グループホームの整備目標を大幅に引き上げるとともに、整備のための財政的援助を充実させることを強く要望します。また、それが市区町村の介護保険事業計画に具体化されるよう要請、援助されることを要望します。

## **2、経営実績のある認知症グループホームに、経営基盤を安定させ、より良質な介護を実現させる観点から、ユニット数の複数化の機会を与えて頂きたい。**

この整備目標を実現させる際に、誠実でより良い介護をめざして努力している経営実績のある事業者に対してユニット数を複数化させる機会を優先的に与えるよう考慮して頂きたいと考えます。

ちなみに、平成 23 年度経営実態調査(厚生労働省)によれば、1 ユニットのみ経営している事業所の収支差率は 1.8%であり、収支差額は月額 5 万 6 千円、年間 67 万円程度となっています。

当協会が本年3月、全国の会員を対象に実施した「経営実態調査」におきましては、平均収支差率 5.4%となり、厚生労働省の経営実態調査の結果を大きく下回っております。もともと経営規模の小さな認知症グループホームにおいては、この程度の収支差率では経営環境の変化やアクシデントに対応することが極めて困難です。また、今回の協会調査でも、経営主体の違いを越えて 3 割近くの経営に赤字が計上されています。

特に、東京では都心部に近いほど 1 ユニットで 6~7 人の定員で経営しているところがあり、経営の維持のために並々ならぬ努力をしています。こうした小規模経営法人でありながらも、認知症ケアの研鑽に努めて認知症の方々の豊かな生活を実現させるために、日々努力しているホームもあります。当協会と致しましては、こうした小規模な事業所も含めてユニット増の機会を得る事が出来ますよう、認知症グループホームのサテライト化等の創設を厚生労働大臣に要請したところであります。

認知症グループホームの効果的な経営、安定した経営基盤の強化という観点からすれば、保険者である自治体には「良質な介護事業者を育てる」という責務もあるのではないかと考えます。認知症グループホームのユニット増の機会を支援し、安定した経営基盤の強化を図る援助を要請いたします。

### **3、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保と資質向上のため、認知症介護実践者研修、実践リーダー研修、管理者研修等の当協会実施の研修を東京都として認めて頂きたい。**

この間、介護サービスの質の向上等を目的として、サービス提供体制強化加算、認知症専門ケア加算等の介護報酬制度が創設されてきました。

しかしながら、職員の絶対数が少ない認知症グループホームにおいては、より有効な加算を取得しようとしても加算の対象となる職員1名が退職すると、すぐに加算が取得できない事態に直面する環境にあります。また、認知症専門ケア加算の要件である「認知症介護に係る専門的な研修を修了しているもの」の認知症介護実践者、実践リーダー研修を受講させようとしても、東京ではこの研修の枠が狭く受講の機会が抑制されている実情があります。

さらに、規模の小さな認知症グループホームにおいて職員の質を高め、将来の管理者を養成するために地域密着型事業の管理者研修を申し込もうとしても、受講枠が極めて限られております。このため、管理者の退職者が出る等の事情が発生しないと受講申し込みすらできない現状にあります。

これは東京都が、社会福祉法人東京都社会福祉協議会の東京都福祉人材センター研修室の実施する研修しか認めていない事情による結果でもあります。

全国的には、多くの自治体がそうした研修を行う資格のある団体に委託、もしくは団体が厚生労働省の基準に基づいて実施する制度的研修を同等のものとして認めております。この事は、当協会から毎年東京都に申し入れている事項であります。(平成26年3月26日依頼文書、資料添付)

当協会が、公益社団法人として毎年実施しております認知症介護実践者、実践リーダー研修、管理者研修について、厚生労働省「実施要綱」に準拠する研修として認めて頂けますようお願いいたします。

### **4、認知症グループホームの防火安全対策の強化のため、東京防災救急協会の実施する「小規模社会福祉施設の防火実務講習会」の受講料の助成等を要望します。**

平成18年1月8日に発生した長崎県大村市の認知症グループホーム火災により入居者7名が犠牲となりました。残念ながら、その後も札幌市、長崎市の認知症グループホーム火災により、多数の犠牲者を出しております。そうした事態を受けて、消防設備の基準が改正される等の対策は強化されて参りました。

平成25年2月8日発生の中野市における認知症グループホーム火災を受けて、消防法施行令、施行規則が改正され、面積の如何を問わずスプリンクラーの設置が義務化される等、平成27年4月からは防火安全対策のハード面は一層強化される事となりました。

しかしながら、平成21年3月19日の群馬県渋川市の無届老人ホームの火災における業務上過失致死罪の判決において、防火対策における「職員に有効な訓練を受けさせていなかった」事がある

罪判決の理由のひとつにあげられ、高齢者施設の防火安全対策には職員教育の重要性が指摘されました。

東京防災救急協会は、東京消防庁の協力のもと「小規模福祉施設の防火実務講習会」を立ち上げ平成 25 年度より本格実施に入りました。この講習には、東京消防庁、東京都福祉保健局も後援しており、障害者のグループホーム等も受講の対象としています。

当協会はこれに全面的に協力・後援すると共に、都内の認知症グループホームに対して受講するよう積極的に促して参りました。

同時に、平成 25 年 2 月 8 日(この日夜、長崎市の火災発生)には、東京都福祉保健局高齢社会対策部長に面会し、この防火実務講習の受講料を」助成する等の援助をお願いしてきたところでございます。すでに述べました様に、財政基盤がぜい弱な認知症グループホームにおきましては、防火実務者講習の受講料は結構重い負担とならざるを得ない現状があります。

東京における小規模福祉施設の防火安全対策を高めるためにも、この講習会の開催を都から当協会東京都支部に委託する事業として頂くか、受講料の助成等の援助をして頂けますようお願い申し上げます。

以上